

建設系廃棄物の適正処理について

令和5年度

福岡県 環境部 監視指導課

福岡市 環境局 産業廃棄物指導課

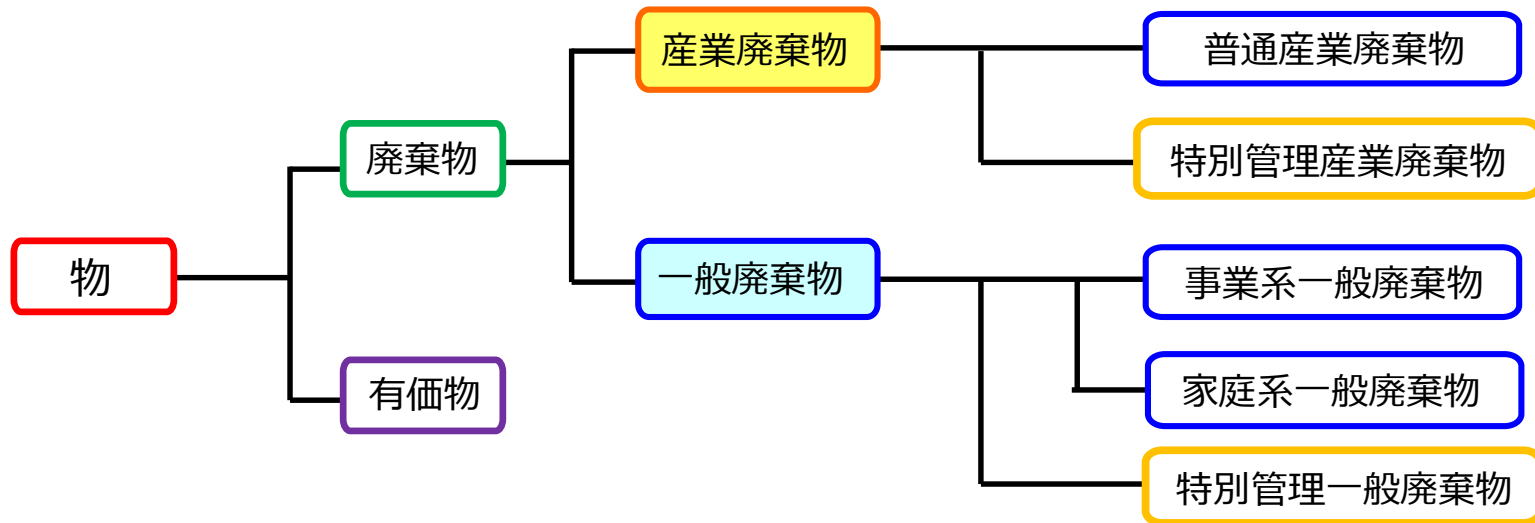
目次	ページ
1-1 廃棄物の分類	… 2
-2 廃棄物該当性	… 3～4
2-1 産業廃棄物の種類	… 5
-2 特別管理産業廃棄物の種類	… 6
-3 特別管理産業廃棄物の取扱い	… 7
3 最終処分場の種類・処分可能品目	… 8～9
4-1 産業廃棄物の保管基準	… 10
-2 産業廃棄物保管場所の掲示板	… 11
-3 屋外で容器を用いず保管する場合	… 12
5 事業場外保管の基準・手続き	… 13
6 産業廃棄物の収集運搬基準	… 14
7 産業廃棄物の処理の委託	… 15～24
8 産業廃棄物管理票（マニフェスト）	… 25～29
9 措置内容等報告	… 30
10 罰則	… 31
11 各種届出	… 32
12 建設リサイクル法について	… 33
13 建設系産業廃棄物	… 34～37
14 建築物解体前後における廃棄物	… 38
15 排出事業者について	… 39
○ 問合せ先一覧	… 40

1-1 廃棄物の分類

廃棄物とは、不要な物（いらなくなった物）で、有価物とは、価値のある物（社会生活で売買の対象になっている物）である。

廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分けられ、「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って排出される廃棄物である。

法律では、まず産業廃棄物を決めて、それ以外の廃棄物を一般廃棄物としている。



【ポイント】

- ・ 廃棄物の世界では、物は「廃棄物」と「有価物」に分かれる。
- ・ 法律では、まず産業廃棄物を決める。産業廃棄物以外が一般廃棄物となる。

1 - 2 廃棄物該当性

廃棄物該当性（廃棄物に該当するか否か）は

1 物の性状

JIS規格に適合するなど、利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障がない

2 排出の状況

排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされている

3 通常の見扱形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている実例が通常は認められない

1 - 2 廃棄物該当性

4 取引価値の有無

占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性がある

※ **名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がない**

5 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定しうる占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められる、又は放置若しくは処分の意思が認められない

等を**総合的に勘案し判断**

【ポイント】

- ・ 廃棄物該当性は、上記 1～5 の要素を勘案して個別に判断が必要となる。
- ・ 占有者の意思だけでは、廃棄物該当性を判断することはできない。

2-1 産業廃棄物の種類

あらゆる事業活動に伴うもの	
1	燃え殻
2	汚泥
3	廃油
4	廃酸
5	廃アルカリ
6	廃プラスチック類
7	ゴムくず
8	金属くず
9	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず
10	鋳さい
11	がれき類
12	ばいじん

特定の事業活動に伴うもの	
13	紙くず（建設業、製紙業、出版業等）
14	木くず（建設業、木製品製造業等）
15	繊維くず（建設業、繊維工業等）
16	動植物性残さ（食料品製造業等）
17	動物系固形不要物（と畜場）
18	動物のふん尿（畜産農業）
19	動物の死体（畜産農業）
20	以上の産業廃棄物を処分するために 処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

【ポイント】

No.9の「ガラスくず等」のうち、「コンクリートくず」は、工作物の除去等に伴わないもの
（例：製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず）

No.11の「がれき類」は、工作物の新築、改築、除去に伴うコンクリートやアスファルトの破片など

No.13～19は、特定の事業活動に伴うもので、業種指定されている。

2-2 特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものである。

特別管理産業廃棄物を大別すると、(1) 廃油（燃焼性）(2) 廃酸・廃アルカリ（腐食性）(3) 感染性産業廃棄物（感染性）(4) 特定有害産業廃棄物（PCB廃棄物、廃水銀等、廃石綿等、特定施設有害産業廃棄物）の4種類。

区分		具体例
①	廃油（燃焼性）	揮発性油類、灯油類、軽油類
②	廃酸・廃アルカリ（腐食性）	pH2.0以下の廃酸 pH12.5以上の廃アルカリ
③	感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される感染のおそれのある廃棄物
特定有害産業廃棄物	④ PCB廃棄物	PCBを含む絶縁油を使用した廃電気工作物等
	⑤ 廃水銀等	特定の施設から排出される水銀および水銀化合物
	⑥ 廃石綿等	飛散性アスベスト廃棄物
	⑦ 特定施設有害産業廃棄物	特定の施設から排出される有害物質を含む産業廃棄物

2-3 特別管理産業廃棄物の取扱い

1. 特別管理産業廃棄物の取扱い

特別管理産業廃棄物は、通常の産業廃棄物の取扱いに加え、次の措置が必要である。

- ① 委託処理する場合、あらかじめ委託業者に特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項を文書で通知すること
- ② **特別管理産業廃棄物管理責任者**を置くこと（法第12条の2第8項）

2. 特別管理産業廃棄物管理責任者の役割

特別管理産業廃棄物は、人の健康又は生活環境に被害を及ぼす恐れのある性状を有する産業廃棄物であるため、適正に保管し、処理する必要がある。このため、特別管理産業廃棄物管理責任者の役割は、事業場全体の特別管理産業廃棄物に係る管理を法に基づき適切に遂行することである。

- ① 特別管理産業廃棄物の**排出状況の把握**
- ② 特別管理産業廃棄物**処理計画の立案**
- ③ **適正な処理の確保**
（保管状況の確認、委託業者の選定・契約、マニフェストの交付・保管）

3 最終処分場の種類・処分可能品目

1. 安定型処分場

安定型処分場では、有害物や有機物等が付着していない**廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず等、がれき類**の産業廃棄物を埋立処分する。

なお、以下の物については、安定型処分場での埋立処分はできないため、管理型処分場にて処分する必要がある。

- ① **廃石膏ボード**（有害な硫化水素が発生する恐れがあるため、安定型処分場は不可）
- ② 水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管等）
- ③ 安定型産廃以外の物が付着、混入しているおそれがあるもの
- ④ 廃容器包装（有害物質または有機性物質が付着、混入しているもの）
- ⑤ 鉛製の管 または 板

【ポイント】

- ・ 安定型処分場は、性状安定している物（腐ったりしないもの）のみ埋立処分が可能
- ・ 廃石膏ボードは、「ガラスくず等」に該当するが、有害な硫化水素が発生する恐れがあるため、「管理型処分場」での埋立処分となる。

2. 管理型処分場

管理型処分場では、無害な燃えがら、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、鋳さい、動物のふん尿等の埋立処分ができる。

また、**安定型処分場で処分できる産業廃棄物は、管理型処分場でも処分できる。**

3. 遮断型処分場

遮断型処分場は、重金属等が含まれる有害な産業廃棄物（汚泥、ばいじん等）を埋立処分するため、有害物を自然から隔離するために、強固なコンクリート構造物で造られており、処分場への雨水流入防止を目的として屋根や雨水排除施設（側溝）等が設置されている。

※ 液状である、廃油、廃酸、廃アルカリは、埋立処分できません！

4-1 産業廃棄物の保管基準 (排出現場内保管基準)

排出事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、生活環境保全上支障のないように、これを保管しなければならない。(法第12条第2項)

<排出現場内における保管基準>

- ① 周囲に囲いを設けること
- ② 必要事項を表示した**掲示板を見やすいところに設けること** (次頁参照)
- ③ 産業廃棄物の**飛散、流出、地下浸透、悪臭防止の措置**を講ずること
- ④ **ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が、発生しないよう措置**を講ずること
- ⑤ **石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物は、他の物と混合しないよう仕切り等を設けること**

など

4-2 産業廃棄物保管場所の掲示板

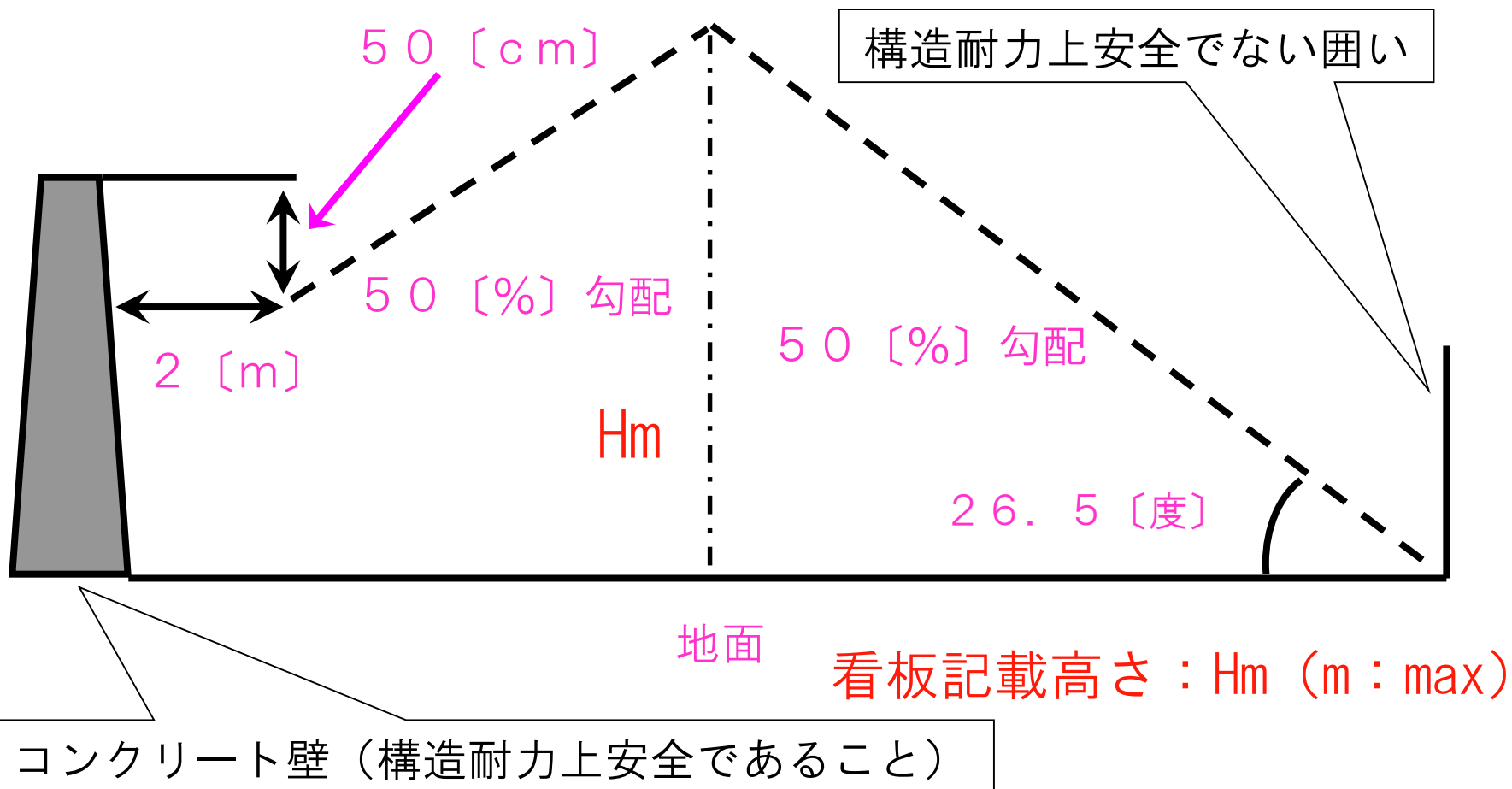
産業廃棄物保管場所	
管理者の氏名又は名称 連絡先	株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 △△△-△△△-△△△△
産業廃棄物の種類	がれき類、廃プラスチック類、 ガラスくず等、木くず、金属くず
最大の保管高さ	△.△m

60 cm 以上

60 cm 以上

- ① 産業廃棄物の保管の場所である旨
- ② 保管の場所の**管理者の氏名又は名称及び連絡先**
- ③ 保管する**産業廃棄物の種類**
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載)
- ④ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、**最大保管の高さ**

4-3 屋外で容器を用いず保管する場合



5 事業場外（排出現場外）保管の基準・手続き

1 排出現場外における保管基準（法第12条第1項）

排出現場外保管基準は、現場内保管基準に加え、次のことが追加される。

- ① 現場外の保管は、**積替えを行う場合のみ**可能であること
- ② 現場外保管をするためには、**あらかじめ、積替えを行った後の運搬先（処分先）と処分委託契約が締結**されていること
- ③ 現場外保管にあたっては、この保管場所での、**前月における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じた数量を超えない**こと

2 届出の対象となる保管（法第12条第3項）

排出事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物が生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときに、あらかじめ、その旨を県知事等に届けを出さなければならない。

- ① **建設工事に伴い発生**する産業廃棄物である
- ② 保管に使用する場所の**面積が、300㎡以上**である

【ポイント】

- ・ あらかじめ、処分場との委託契約が締結されていないと、事業場外保管ができない。
- ・ 現場内での保管と異なり、保管数量に上限がある。
- ・ 保管場所の面積は、敷地面積ではなく、「保管に使用する面積」である。

6 産業廃棄物の収集運搬基準

排出事業者が行う産業廃棄物の収集・運搬及び処分の基準（処理基準）は、「産業廃棄物処理基準に従い、収集運搬、処分を行わなければならない」とされている。（法第12条第1項）

1. 産業廃棄物の収集運搬基準

- ① 廃棄物が**飛散**、**流出**しないようにすること。
- ② 収集運搬に伴う**悪臭**、**騒音**または**振動**によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
- ③ 石綿含有・水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の収集運搬を行う場合は、これらの廃棄物が破砕されることのないような方法で、その他の物と混合しないよう区分（仕切り）して行うこと。
- ④ 収集運搬車両の**両側面**に、産業廃棄物を収集運搬している旨、氏名または名称等を**表示**すること。
- ⑤ 収集運搬車両には、必要事項を記載した**書類**等を、**常時携帯**しなければならないこと。

【ポイント】

- ・ 自社運搬（元請け）であれば、収集運搬の許可がなくても運搬できる。
- ・ 自社運搬する場合も、両側面の表示、書類の常時携帯が必要である。
- ・ 参考（環境省HP）：<http://www.env.go.jp/recycle/waste/pamph/>

7 産業廃棄物の処理の委託

廃棄物処理法では、産業廃棄物は排出事業者が法に定められた処理基準に基づき、**自ら処理することを原則**としている。

しかし、**委託基準に基づき、他人に処理を委託することも認められている。**

この委託基準に違反して産業廃棄物の処理を他人に委託した者は、**無許可業者に委託した場合**には、**5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金**に、委託契約書を作成しないなど**委託基準に違反**した場合には**3年以下の懲役又は300万円以下の罰金**の規定がある。

- ① **許可業者に委託すること**
(産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の許可は別個のものである)
- ② **二者間契約** (収運業者、処分業者それぞれと契約) すること
- ③ **法定事項**を記載した書面により契約すること
- ④ 契約書に処理業者の**許可証等の写しを添付**すること
- ⑤ 契約書を契約終了の日から**5年間保存**すること
- ⑥ 再委託は**原則禁止**である (**不適正処理を誘発する恐れがある**)

再委託とは、排出事業者と当初に委託契約を結んだ者(受託者)が、自ら当該委託業務を行うことができなくなった場合、他の者にその業務を行うよう委託すること。

① 許可証 (収集運搬)

①		許可番号 第07710012345号						
産業廃棄物収集運搬業許可証								
住 所	福岡市中央区天神一丁目8番1号							
氏 名	福岡市役所 株式会社							
〔法人にあっては名称及び代表者の氏名〕	代表取締役 福岡 太郎							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。								
②		福岡市長 高島 宗一郎						
③		許可の年月日 平成26年 1月 2日						
④		許可の有効年月日 平成31年 1月 1日						
1. 事業の範囲 積替え保管を含む 産業廃棄物の種類 がれき類(以上、石綿含有産業廃棄物を除く。), 以下余白 積替え保管を含まない 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類, 金属くず及びガラスくず等(以上3品目については自動車等破砕物を除く。), 汚泥, 紙くず, 木くず, 繊維くず, がれき類(以上、石綿含有産業廃棄物を含む。), 以下余白								
2. 積替え保管施設の概要								
<table border="1"><tr><td>所在地</td><td>福岡市中央区大名2丁目5-31</td></tr><tr><td>面積</td><td>5.0㎡</td></tr><tr><td>保管上限</td><td>1.0㎡</td></tr></table>			所在地	福岡市中央区大名2丁目5-31	面積	5.0㎡	保管上限	1.0㎡
所在地	福岡市中央区大名2丁目5-31							
面積	5.0㎡							
保管上限	1.0㎡							
3. 許可の条件 積替え保管行為は, 上記の施設以外では行わないこと								
4. 許可の更新又は変更の状況 平成26年 1月 1日 更新許可								
5. 積替え保管の有無 記載なし								
6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 なし								
備考 余 白								

① 処理業の区分：収集運搬業

② 許可行政機関

福岡県内では、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市が許可行政機関となる。

福岡県の許可があれば、福岡県内で収集運搬が可能である。

積替え保管の許可が必要であれば、積替え保管場所の所在地を管轄する各行政機関の許可が必要となる。

③ 許可の期限

許可期限間近の場合、許可更新手続きしているか確認すること。

④ 事業の範囲

許可された産業廃棄物の種類、積替え保管の許可の有無を確認すること。

許可された産業廃棄物以外の物を委託しないこと。**(無許可業者への委託となる)**

① 許可証 (処分)

許可番号 第07710012345号

産業廃棄物 ① 処分業許可証

住所 福岡市中央区天神一丁目8番1号

氏名 福岡市役所 株式会社
〔法人にあつては名称及び代表者の氏名〕 代表取締役 福岡 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

② 福岡市長 高島 宗一郎

③ 許可の年月日 平成26年 1月 2日
 許可の有効年月日 平成31年 1月 1日

④ 1. 事業の範囲
 事業の区分：中間処理業
 処理方式：破碎・分級
 産業廃棄物の種類：がれき類，以下余白

事業の区分：最終処分業
 処理方式：安定型埋立
 産業廃棄物の種類：廃プラスチック類，金属くず及びガラスくず等（自動車等破碎物を除く。）

⑤ 2. 事業の用に供する施設
 施設の種類：破碎・分級施設
 設置場所：福岡市中央区天神一丁目8番2号
 設置年月日：平成26年 1月 2日
 処理能力：がれき類 100t/日（8時間）
 許可年月日：平成26年 1月 2日
 許可番号：第100号

施設の種類：安定型最終処分場
 設置場所：福岡市中央区天神一丁目8番3号
 設置年月日：平成26年 1月 2日
 処理能力：埋立地面積 20,000㎡
 埋立容量 200,000.0㎡

3. 許可の条件
 中間処理及びその処理に付随する行為は，設置場所にて行うこと

4. 許可の更新又は変更の状況
 なし

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無
 なし

備考
 余白

① 処理業の区分：処分業

② 許可行政機関

福岡県内では、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市が許可行政機関となる。

③ 許可の期限

許可期限間近の場合、許可更新手続きしているか確認すること。

④ 事業の範囲

許可された産業廃棄物の種類、処分方法を
 確認すること。
 許可された産業廃棄物以外の物を委託しな
 いこと。（無許可業者への委託となる）

⑤ 施設の種類

許可された施設の種類の種類、処理能力を確認す
 ること。

※ 再資源化施設（建設リサイクル法）の確
 認は、この欄を確認してください。

「がれき類」⇒ 破碎・分級施設

「木くず」⇒ 破碎施設

② 二者間契約

二者間契約とは、**排出事業者と収集運搬業者、排出事業者と処分業者がそれぞれ契約**することである。ただし、収集運搬業者と処分業者が同じ業者の場合は、同一の契約書で締結することが可能である。

中間処理を委託する際は、中間処理業者が最終処分業者と契約を行う。この場合、排出事業者は最終処分業者と直接契約を行う必要はない。

③ 法定記載事項

【共通記載事項】

- ア. 委託する産業廃棄物の**種類・数量**
- イ. 委託契約の**有効期間**
- ウ. 委託者が受託者に支払う**料金**
- エ. 委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報
 - ・ **性状及び荷姿**に関する事項
 - ・ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ・ 他の産業廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ・ **石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨**
 - ・ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

③ 法定記載事項

- オ. 委託契約の有効期間中に産業廃棄物に係る**性状等の情報に変更**があった場合の当該**情報の伝達方法**に関する事項
- カ. 業務終了時の処理業者から排出事業者への報告に関する事項
- キ. 委託契約を解除した場合の**処理されない廃棄物の取扱い**に関する事項

【収集運搬記載事項】

- ア. 運搬の最終目的地の**業者名情報**（氏名、住所）、**許可情報**（許可者、有効期間、事業区分、品目、条件、番号）、**事業場情報**（名称、所在地）
- イ. 積替え・保管施設を経由する場合は、保管できる廃棄物の種類、施設所在地及び保管上限
- ウ. 積替え・保管施設を経由する収集運搬において、安定型産業廃棄物を委託する場合、積替え保管施設において**他の廃棄物と混合することの許否等**に関する事項

【処分記載事項】

- ア. 処分する**事業場の名称、所在地、処理の方法、施設の処理能力**
- イ. 中間処理を委託する場合、当該産業廃棄物に係る最終処分の事業場の**名称、所在地、処分方法及び施設の処理能力**

④ その他

【記載したほうが望ましい事項】

- ア. 収集運搬業者と処分業者が異なる場合、**それぞれの氏名又は名称**
- イ. 積替保管施設を経由する場合、**有価物回収の有無**とその種類
- ウ. 積替保管施設を経由する場合、**区間の設定方法**
- エ. 支払い方法
- オ. 契約に違反した場合の措置
- カ. 積替え・保管施設を経由する場合、**廃棄物の手選別等の許否**（イに関連して必要となる情報の提供を収集運搬業者に求めることが望ましい。）

【収集運搬の委託契約書】

年 月 日

印紙

建設廃棄物処理委託契約書

※ 印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

◎それぞれ実線で結ぶ。

契約区分（収集運搬用・処分用・収集運搬及び処分用）

事業者
(甲)

住所
名称
代表者

(以下甲という)

収集 運搬用	処分用	収集 運搬 処分用
-----------	-----	-----------------

印

印

印

許可証（写）と照合確認する

収集運搬会社
(乙)

代表者

(以下乙という)

印

印

許可番号 (発生場所)

(処分場所)

(都道府県・政令市)

(都道府県・政令市)

許可品目

(産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ()
石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
廃プラスチック類、その他())
(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ()

許可車両 () 台

処分会社
(丙)

住所

名称

代表者

許可番号

許可区分

許可品目

(産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 ()
石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
廃プラスチック類、その他())
(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ()

印

★記入漏れが多い
対象品目のみではなく、許可を持つ
ている品目全てに「○」を記載する。

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物（特別管理産

〔委託業務の内容〕

1. 工事名 _____
2. 排出場所 _____
3. 委託期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
4. 積替・保管施設経由の有無 (有・無)

a) 施設の内容

会社名	施設所在地
許可品目 (産業廃棄物)	がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他()
保管上限	m、m ³ (どちらかを○で囲む)

b) 乙の運搬区間(該当するものを○で囲む)

(排出場所 積替・保管施設) から (積替・保管施設 処分施設) まで

c) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの可否 (許・否)

d) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うことの可否 (許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬 (a)	処 分 (b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
コンクリートがら	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・	m ³ t,m ³ /日	
アスファルト・		円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・	m ³ t,m ³ /日	
		円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・	m ³ t,m ³ /日	
		円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・埋立	m ³ t,m ³ /日	
		円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・溶融	m ³ t,m ³ /日	
		円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・	m ³ t,m ³ /日	
		円/(t,m ³)	t,m ³	破碎	m ³ t,m ³ /日	

積替え・保管施設を経由する場合に
記載すること。
収集運搬業許可証と照合確認する。

★記載ミスが多い
運搬先の所在地を記入する。
(複数の施設を有する処理業者に
委託する際は注意)

		円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎	
	木くず	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎	
	繊維くず	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎	
	廃石膏ボード	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎	
	建設汚泥	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	脱水	
混合 産業 廃棄物	安定型 品目のみ	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎	
	管理型 品目含む	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	()	m ³ t,m ³ /日
石綿 含有 産業 廃棄物	がれき類	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	()	m ³ t,m ³ /日
	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	()	m ³ t,m ³ /日
	廃プラスチック類	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	()	m ³ t,m ³ /日
	その他 ()	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	()	m ³ t,m ³ /日
その他 特 管 産 廃		円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	()	m ³ t,m ³ /日
	廃石綿等	円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	溶融・埋立	m ³ t,m ³ /日
		円/(t,m ³)	円/(t,m ³)	t,m ³	破碎・	m ³ t,m ³ /日
合計予定数量				(t,m ³)	必要な情報(性状及び荷姿等)※	
合計予定金額		収集運搬(a)×(b)	処分 (b)×(c)			
事前協議の要否		要・否				

注釈：処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいずれか一つに能力を記入する。
※：性状等に変更が生じた場合は、文書等により通知する。

【処分の委託契約書】

建設廃棄物処理委託契約書

印 紙

※ 印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

◎それぞれ実線で結ぶ。

契約区分（収集運搬用・処分用・収集運搬及び処分用）

収 集 運 搬 用	処 分 用	収 集 運 搬 処 分 用
--------------	-------	---------------------

事業 者 (甲)

住 所
名 称
代 表 者 (以下甲という)

収 集 運 搬 会 社 (乙)

住 所
名 称
代 表 者 (以下乙という)
許 可 番 号 (発 生 場 所) (処分場所)
(都道府県・政令市) (都道府県・政令市)

許 可 品 目 (産 業 廃 棄 物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 (石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
廃プラスチック類、その他 (特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ())台

★記入漏れが多い
許可品目については、対象品目のみ「○」を記載するのではなく、許可を持っている品目全てに「○」を記載する。

許可証 (写) と照合確認する

処 分 会 社 (丙)

名 称
代 表 者 (以下丙という)
許 可 番 号 (都道府県・政令市)

許 可 区 分 中 間 処 理 最 終 処 分

許 可 品 目 (産 業 廃 棄 物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 (石綿含有産業廃棄物(がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
廃プラスチック類、その他 ())
(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 ())

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物 (特別管理産

〔委託業務の内容〕

- 1. 工事名 _____
- 2. 排出場所 _____
- 3. 委託期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
- 4. 積替・保管施設経由の有無 (有・無)

a) 施設の内容

会社名	施設所在地
許可品目 (産業廃棄物)	がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他()
保管上限	m ³ (どちらかを○で囲む)

b) 乙の運搬区間(該当するものを○で囲む)

(排出場所 積替・保管施設) から (積替・保管施設 処分施設) まで

c) 安定型産業廃棄物であるときは、積替又は保管場所において他の廃棄物と混合することの可否 (許・否)

d) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替又は保管場所において、手選別を行うこと可否 (許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容	
	収集運搬 (a)	処 分 (b)		処分方法	処理能力
コンクリートがら	円/トナリ	円/トナリ	t/m ³	破碎・	m ³ /日
アスファルト・コンクリートがら	円/トナリ	円/トナリ	t/m ³	破碎・	m ³ /日
その他がれき類 ()	円/トナリ	円/トナリ	t/m ³	破碎・	m ³ /日
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	円/トナリ	円/トナリ	t/m ³	破碎・埋立	m ³ /日
廃プラスチック類	円/トナリ	円/トナリ	t/m ³	破碎・溶解	m ³ /日
金属くず	円/トナリ	円/トナリ	t/m ³	破碎・	m ³ /日
紙くず	円/トナリ	円/トナリ	t/m ³	破碎・焼却	m ³ /日
木くず	円/トナリ	円/トナリ	t/m ³	破碎・焼却	m ³ /日
繊維くず	円/トナリ	円/トナリ	t/m ³	破碎・埋立	m ³ /日
廃石膏ボード	円/トナリ	円/トナリ	t/m ³	脱水・埋立	m ³ /日
建設汚泥	円/トナリ	円/トナリ	t/m ³	()	m ³ /日
混合産業廃棄物	安定型品目のみ	円/トナリ	t/m ³	破碎・溶解	m ³ /日
	管理型品目含む	円/トナリ	t/m ³	()	m ³ /日
石綿含有産業廃棄物	がれき類	円/トナリ	t/m ³	()	m ³ /日
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	円/トナリ	t/m ³	()	m ³ /日
その他	廃プラスチック類	円/トナリ	t/m ³	()	m ³ /日
	()	円/トナリ	t/m ³	()	m ³ /日
特管産業廃棄物	廃石膏ボード	円/トナリ	t/m ³	()	m ³ /日
	()	円/トナリ	t/m ³	溶解・埋立	m ³ /日
合計予定数量			t/m ³	必要な情報(性状及び荷姿等)*	
合計予定金額	収集運搬(a) × (b)	処分 (b) × (c)			
事前協議の要否	要 ・ 否				

許可証 (写) と照合確認する。

注釈: 処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいずれか一つに能力を記入する。
※: 性状等に変更が生じた場合は、文書等により通知する。

〔丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)〕

I. 丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力
丙の施設		「委託業務の内容」記載のとおり		
丙が中間処理した後、有価売却する場合				
再生品目				
売却先等				

II. 丙からの再生(委託)先

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法等)
丙が中間処理した後、再生施設に委託する場合						

III. 丙からの最終処分(委託)先 安:安定型埋立処分場、管:管理型埋立処分場、遮:遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	最終処分施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備考
丙が中間処理した後、最終処分に委託する場合						
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	
				安・管・遮	m ³	

IV. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分(再生含む)場所

再中間処理(委託)先	その後の最終処分(再生含む)場所
丙が中間処理した後、さらに中間処理を委託し、その後最終処分される場合	
中・終	

マニフェストE票の最終処分(埋立処分、再生等)を行った場所の確認について

- ・ I の場合、委託している処理業者名を記載
- ・ II ~ IV の場合、上記に記載している業者名を記載

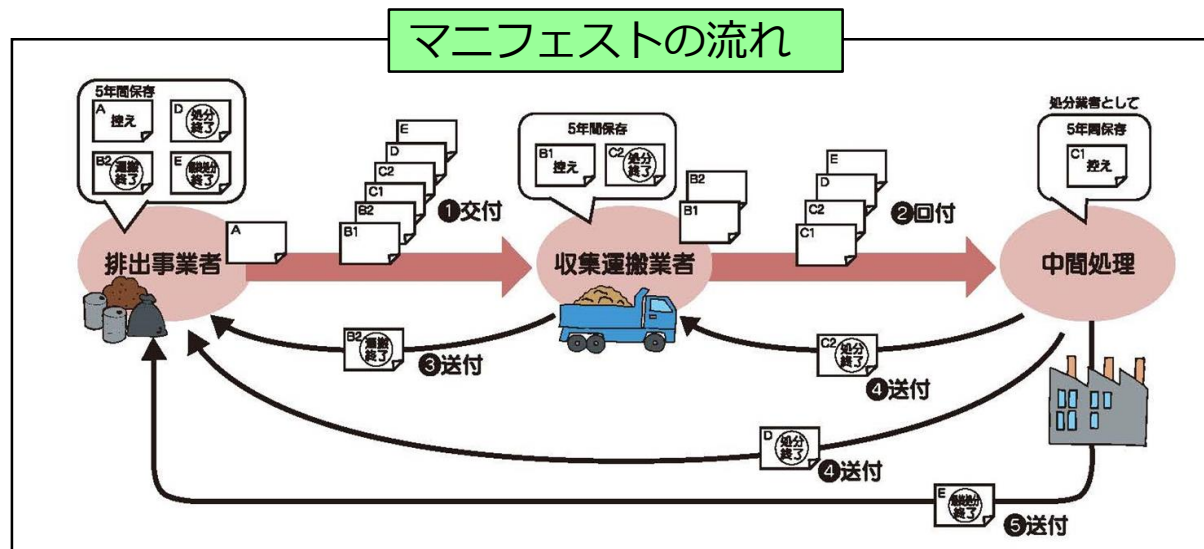
8 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

マニフェスト制度は、排出事業者が収集運搬業者、処分業者へ委託した産業廃棄物の処理の流れを自ら把握し、不法投棄の防止など、産業廃棄物の適正処理を目的とした制度である。

排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、紙マニフェスト又は電子マニフェストを使用しなければならない。

紙のマニフェストの交付については、以下のとおり。

- ① 産業廃棄物の**引き渡しと同時に**処理業者に対し交付。
- ② 産業廃棄物の**種類ごと**に作成すること。
- ③ 保存期間は、**交付した日から5年間**。
- ④ 紙マニフェストの場合、処理業者は、処理を終了した日から**10日以内**に排出事業者へマニフェストの写しを返送しなければならない。



【A票の留意事項】

A票

産業廃棄物管理票 建設系産業廃棄物マニフェスト (A) 整理番号

交付年月日 年 月 日 交付番号 05013009234 交付担当者 氏名 所属 事前協議 番号/年月日等

排出事業者 事業者 住所 〒 氏名又は名称 電話番号

事業場 (作業所) 所在地 〒 名称 電話番号

照合・確認日 検印又はサイン (B1票) 検印又はサイン (B2票) 検印又はサイン (D票) 検印又はサイン (E票)

年月日 年月日 年月日 年月日

産業廃棄物の種類 (単位: t, Kg, m³, ℓ)

安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目
01 コンクリートがら		07 混合 (安定型のみ)		11 建設汚泥
02 アスコンがら		08 石綿含有産業廃棄物		12 紙くず
03 その他がれき類				13 木くず
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず
05 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード
06 金属くず				16 混合 (管理型)

形状 荷姿

★記入漏れが多い

- ・照合確認の日付は、処理終了後10日以内 (送付期限10日以内)
- ・B2票、D票、E票は、排出事業者保管のため照合確認が必要
- ・B1票は、2社以上の業者が運搬した場合のみ排出事業者保管のため照合確認必要

中間処理 管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称 産業廃棄物 及び管理票の交付番号 (登録番号) 1 帳簿記載のとおり

最終処分 (埋立処分、再生等) の場所 (予定) 所在地/名称 1 委託契約書記載のとおり

運搬委託者 (収集運搬業者) (1) 住所 〒 氏名又は名称 電話番号

積替え・保管 収集運搬車両番号 車種 1. 有 2. 無

運搬業者二社の

処分方法 中間処理 1. 脱水 2. 焼却 3. 破碎 4. 5. 6. 最終処分 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型 7. 8.

処分委託者 (処分業者) 住所 〒 氏名又は名称 電話番号

積替え又は保管 所在地 〒

追加記載事項

運搬の受託(1) 運搬の受託(2) 処分の

会社名及び運搬担当者名 (サイン又は受領印) 会社名及び運搬担当者名 (サイン又は受領印) 会社名及び (サイン)

運搬終了日 年 月 日 運搬終了日 年 月 日 受領日

最終処分 (埋立処分、再生等) を行った場所 所在地/名称

＜マニフェストA票の確認事項＞

- ・青色着色囲み部分に記載漏れがないか。
- ・委託契約者以外の者が、収集運搬又は処分を行ってないか。
- ★A票を保管しているか。
- ・回送後、照合確認しているか。

【数量の記入について】

者 電話番号 _____ 電話番号 _____ 日 年 月

産業廃棄物の種類 (単位: t, Kg, m ³ , l)								
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管
01 コンクリートがら		07 混合 (安定型のみ)		11 建設汚泥		17 石綿含有産業廃棄物		21 廃石綿
02 アスコンがら		08 石綿含有産業廃棄物		12 紙くず	3			
03 その他がれき類				13 木くず				
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず				
05 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード		総重量又は総容量	3	
06 金属くず				16 混合 (管理型含む)				

中間処理 産業廃棄物 管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は及び管理票の交付番号 (登録番号) _____

排出事業場にて記載：概算で可

最終処分 (埋立処分、再生等) の場所 (予定) _____

所在地 / 名称 _____

1 委託契約書記載のとおり 2 当欄記載のとおり

運搬受託者 (収集運搬業者) (1)

住所 〒 _____

氏名又は名称 _____

電話番号 _____

積替え・保管	収集運搬車両番号	車種
1. 有 2. 無		

運搬受託者 (収集運搬業者) (2)

住所 〒 _____

氏名又は名称 _____

電話番号 _____

積替え・保管	収集運搬車両番号	車種
1. 有 2. 無		

所在地 〒 _____

名称 _____

電話番号 _____

処分方法	中間処分	最終処分

処分受託者 (処分業者)

積替え又は保管

追加記載事項 _____

【混合廃棄物を排出する際の記入について】

者 電話番号

電話番号

日 年 月

産業廃棄物の種類 (単位: t, Kg, m³, l)

安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管
01 コンクリートがら		07 混合 (安定型のみ)		11 建設汚泥		17 石綿含有産業廃棄物		21 廃石綿
02 アスコンがら		08 石綿含有産業廃棄物		12 紙くず				
03 その他がれき類				13 木くず				
04 ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず				
05 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード		総重量又は総容量	3	
06 金属くず				16 混合 (管理型含む)	3			

中間処理 産業廃棄物 管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称
及び管理票の交付番号 (登録番号)

1 帳簿記載のとおり

2 当欄記載のとおり

最終処分 (埋立処分、再生等) 所在地/名称

欄記載のとおり

運搬受託者 (収

(収集運搬業者) (2)

住所 市

所在地 市

氏名又は名称

氏名又は名称

電話番号

電話番号

積替え・保管

収集運搬車両番号

車種

積替え・保管

収集運搬車両番号

車種

1. 有 2. 無

1. 有 2. 無

名称

電話番号

処分 中間処

方法 最終処

処分受託者 (処分業者)

積替え又は保管

追加記載事項

- ・ 種類ごとの数量記載は不要
- ・ 混合廃棄物の欄に合計を記入

【E票の確認について】

排出事業者 住所 〒 氏名又は名称 電話番号	事業場 (作業所) 所在地 〒 名称 電話番号	交付担当者 所属 氏名	事前協議 番号/年月日等	照合・確認日 年月日
---------------------------------	----------------------------------	-------------------	--------------	---------------

産業廃棄物の種類 (単位: t, Kg, m ³ , 個)	安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理品目	数量	形状	荷姿
--	-------	----	-------	----	-------	----	-------	----	--------	----	----	----

01 コンクリートがら		07 混合 (安定)	
02 アスコンがら		08 石綿含有物	
03 その他がれき類			
04 ガラス・陶磁器くず			
05 廃プラスチック類			
06 金属くず			

<マニフェスト E 票の確認事項>

- ・最終処分 (埋立処分、再生等) を行った場所を記載
(委託契約書を確認)
- ・委託している処理業者にて再生処理または、埋立処分を行っている場合は、委託している処理業者名を記載
- ・処理業者から再度別の業者へ委託し、再生処理または埋立処分を行っている場合は、最終的に処理を行った業者名を記載
(混合廃棄物の場合、複数の会社を記載する場合有)

中間処理 産業廃棄物
管理票交付者 (処分委託者) 及び管理票の交付番号 (登録番号)

最終処分 (埋立処分、再生等) の場所 (予定) 所在地/名称

運搬受託者 (収集運搬業者) (1)

住所 〒
氏名又は名称
電話番号
積替え・保管 収集運搬車両番号
1. 有 2. 無

処分受託者 (処分業者)

住所 〒
氏名又は名称
電話番号

電話番号
有価物拾集 1. 有 2. 無 実績数量 t, m³

運搬の受託(1)	運搬の受託(2)	処分の受託 (受領)	処分の受託 (処分)	最終処分終了日 (埋立処分、再生等)
会社名及び運搬担当者名 (サイン又は受領印)	会社名及び運搬担当者名 (サイン又は受領印)	会社名及び処分担当者名 (サイン又は受領印)	会社名及び処分担当者名 (サイン又は押印)	年月日 確認者 (サイン又は押印)
運搬終了日 年月日	運搬終了日 年月日	受領日 年月日	処分終了日 年月日	

最終処分 (埋立処分、再生等) を行った場所 所在地/名称 (委託契約書記載の最終処分場所については、処分先Noでも可)

9 措置内容等報告

次のいずれかに該当する場合は、その委託に係る産業廃棄物の処理に関し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、県知事等に「措置内容等報告書」を提出しなければならない。

① マニフェストの交付日から次の期間内にマニフェストの写しが送付されない場合

マニフェスト	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2	90日	60日
D		
E	180日	

② 記載漏れのあるマニフェストの写しの送付を受けた場合

③ 虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けた場合

④ 処理業者（許可を取り消された処理業者を含む）から「処理困難通知」を受けた場合

※「処理困難通知」とは、産業廃棄物処理業者が、現に委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となる恐れがある事由が生じたときに、その旨を委託者に対し行う通知

10 罰則

■ 排出事業者に関する罰則（主なもの）

	罰則	違反内容
①	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科	<ul style="list-style-type: none">・ 委託できない者（無許可業者）に処理を委託した場合・ 無許可で処理を受託した場合（受託禁止違反）・ 不法投棄をした場合（投棄禁止違反）・ 処理基準等によらない廃棄物の焼却を行った場合・ 不法投棄の未遂行為、焼却禁止の未遂行為
②	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科	<ul style="list-style-type: none">・ 委託基準、再委託基準に違反した場合（委託基準違反、再委託禁止違反）・ 不法投棄や不法焼却の目的で、収集又は運搬行為を行った場合

11 各種届出

次のいずれかに該当する対象者は、各種届出を提出する必要があります。説明欄に記載している**提出期限を順守**していただく必要があります。

	届出名称	対象者	説明
①	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画	前年度に 1,000トン以上（特別管理産業廃棄物は50トン以上） の産業廃棄物を排出した事業者	当年度の6月30日 までに提出（HPに掲載）
	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告	上記計画を提出した事業者	上記計画を提出した 翌年度の6月30日 までに提出（HPに掲載）
②	産業廃棄物管理票交付等状況報告	前年度に紙マニフェストを交付した事業者	当年度の6月30日 までに提出
③	建設リサイクル法の届出	特定建設資材を排出する一定規模以上の工事の受注者	工事着手の7日前 までに関係書類を添えて提出
④	福岡市条例の産業廃棄物処理計画	福岡市内で産業廃棄物の 発生量の見込みが500m3以上の工事 を実施する事業者	工事着手の15日前 までに関係書類を添えて提出（2部）
	福岡市条例の産業廃棄物処理計画実績報告	上記計画を提出した事業者	産業廃棄物の 処理終了後、速やかに 提出

12 建設リサイクル法について

- 建設リサイクル法の対象となる工事は、特定建設資材が使われている構造物で、かつ**対象規模以上の工事**です。（届出者は発注者又は自主施工者）

- ・ 特定建設資材

コンクリート
コンクリートと鉄からなる建設資材
木材
アスファルト・コンクリート

- ・ 対象となる工事の規模

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m ² 以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）の工事	請負代金の額 1億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事を含む）	請負代金の額 500万円以上

- ※ 届出先 福岡市の場合…住宅都市局建築物安全推進課
政令指定都市等以外の場合…福岡県の各県土整備事務所

- 建設リサイクル法の対象工事では、その受注者等が**分別解体等及び再資源化等の義務を負う**こととされており、原則として**ミンチ解体は禁止**されています。

- ※ **ミンチ解体**とは、重機により建築物を一気に取り壊す解体工法

13 建設系産業廃棄物

1. 窯業系サイディング材

窯業系サイディング材とは、セメント＋**繊維質原料（木片、木材繊維、紙粉等）**からなる成形板であり、**安定型産業廃棄物として取り扱うことはできない。**

平成23年3月30日付環境省通知 「建設廃棄物処理指針（平成22年度版）」



見た目は
スレート



木片あり

2. 建設汚泥

人為的に水を加えて発生した泥状の物は、**産業廃棄物の汚泥**となる。また、舗装切断時に発生する汚濁水についても、**産業廃棄物の汚泥**となる。

※発生当初は泥状で、現場保管している間に非泥状となったとしても、建設汚泥となる。

【ポイント】

- 地下水により発生した泥状の物は、廃棄物処理法では土砂となる（土砂は産業廃棄物ではない）
- 発生した時点で廃棄物の判断を行うため、保管中に性状が変わっても（さらさら状態）、汚泥での処理が必要である

3. 水銀使用製品産業廃棄物

「水銀に関する水俣条約」の発効に伴い、廃棄物処理法が改正され、水銀を使用している製品が廃棄物になったものを「**水銀使用製品産業廃棄物**」として**保管基準**や**委託基準**における措置を規定されることとなった。（平成29年10月1日以降）

対象

- ① **蛍光ランプ**、H I Dランプ、水銀体温計、水銀式血圧計など環境省令に列挙されている製品
- ② ①の製品が組み込まれているもの(蛍光ランプなど対象外あり)
- ③ 水銀または水銀化合物の使用が表示されているもの

※通常の産業廃棄物の取扱いに加え、次の措置が必要

	必要な措置
排出	・水銀使用製品が 容易に取り外せる製品 については、水銀使用製品を取り出し、 取り外した物を「水銀使用製品産業廃棄物」 として取り扱うこと
保管	・掲示板の産業廃棄物の種類の欄に、「 水銀使用製品産業廃棄物 」を含む旨を記載すること。 ・他の物と混合する恐れのないように、仕切りを設ける等の措置を講ずること
収集運搬	・破碎することのないよう、また、他の物と混合する恐れのないよう区分すること
委託	・「水銀使用製品産業廃棄物」の処理ができる事業者へ委託すること ・契約書に「 水銀使用製品産業廃棄物 」を含む旨を記載すること（具体的な製品名を記載することが望ましい）
マニフェスト	・「 水銀使用製品産業廃棄物 」を含む旨を記載すること（具体的な製品名を記載することが望ましい）
処分	・水銀が大気中に飛散しないよう、必要な措置をとること ・水銀回収の対象となる「水銀使用製品産業廃棄物」については、ばい焼又は分離により水銀回収すること ・ 安定型処分場への埋立は行わない こと

4. 石綿含有産業廃棄物

石綿含有成形板※、**石綿含有仕上塗材等**が解体工事等により撤去され廃棄物となったもの。

※**石綿を含むスレート（波板、ボード）、ケイ酸カルシウム板、ビニル床タイル、石綿含有下地調整材**

飛散しやすいアスベストを含有する廃棄物は、**特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」**となり石綿含有産業廃棄物とは区別される。

	必要な措置
排出	<ul style="list-style-type: none">・撤去は原則手作業で行い、原型のまま撤去すること・やむを得ず切断等が必要な場合には、散水などにより十分に湿潤化したうえで、破砕又は切断を行うこと
保管	<ul style="list-style-type: none">・掲示板の産業廃棄物の種類の欄に「石綿含有産業廃棄物」を含む旨を記載すること・他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置を講ずること・飛散しないようシート掛け、袋詰め等の必要な措置を講ずること・荷重により変形又は破断しないよう整然と積み重ねること（混入や飛散を防止するために、覆いや袋詰め容器等に石綿含有産業廃棄物である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示することが望ましい）
収集運搬	<ul style="list-style-type: none">・破砕することのないよう、また他の物と混合するおそれのないよう区分すること
委託	<ul style="list-style-type: none">・「石綿含有産業廃棄物」の処理ができる事業者へ委託すること・委託契約書に「石綿含有産業廃棄物」を含む旨を記載すること
マニフェスト	<ul style="list-style-type: none">・「石綿含有産業廃棄物」を含む旨を記載すること
処分	<ul style="list-style-type: none">・中間処理は溶融または無害化処理により行うこと（がれき類等に混入し、中間処理として破砕施設に持ち込まないこと）・石綿含有産業廃棄物の許可を有している最終処分（埋立）場で処分すること

5. 廃石綿等

廃石綿等とは、**石綿を吹付けられたもの、石綿を含む保温材・被覆材**、石綿除去作業において用いられ、**石綿が付着している恐れがあるもの**（プラスチックシート、防じんマスク、作業衣、その他の用具・器具）等をいう。



吹付け石綿



石綿保温材

※通常の産業廃棄物の取扱いに加え、次の措置が必要

- ・埋立処分（管理型最終処分場）の際は、耐水性の材料による**二重袋詰め**、またはコンクリート固型化の措置
- ・収納するプラスチック袋又は容器には、個々に廃石綿等である旨および取り扱い際に注意すべき事項の表示



※労働安全衛生法、

大気汚染防止法に基づく届出も必要

14 建築物解体前後における廃棄物

1. 地下工作物の存置

地下工作物（杭、地下室、受水槽、暗渠など）は、**建築物の解体に伴い、不要となった時点から廃棄物**となる。この**廃棄物となった地下工作物の処理責任は、建築物を解体する元請業者（排出事業者）**となるため、本来、産業廃棄物として処理しなければならない。

しかし、**「やむを得ず存置」**する場合は、存置理由を明確にし、**福岡市環境局産業廃棄物指導課との協議が必要**です。（工期短縮、経済性などの理由は「やむを得ない存置」とはならない）

※ 令和3年9月30日付環境省通知により、協議事項が明確になりました。

※ 協議なく存置した場合は、**不法投棄と判断されることがあります。**

廃棄物処理法第16条 投棄禁止 「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」
（5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科）

2. 残置物の処理責任（家具、家電、事務机、書類など）

建築物の解体時に所有者が残置した廃棄物については、その処理責任は当該建築物の所有者にある。このため、**所有者等が解体前に残置物を適正に処理**する必要がある。

- ・ 店舗等の残置物：産業廃棄物の委託契約、収集運搬の許可が必要
工事に伴う産業廃棄物ではないため、元請業者は排出事業者ではない
- ・ 一般家庭の残置物：**一般廃棄物の収集運搬許可が必要**であるため、**無許可運搬**となる

15 排出事業者について

● 排出事業者は誰か

廃棄物処理法では、基本的に排出事業者が誰であるか規定されていないが、「建設工事に伴い生じる廃棄物の処理」については、例外的に**元請業者が排出事業者**となる。【法第21条の3】

● 排出事業者責任とは

- ・ 自らの責任において産業廃棄物を適正処理しなければならない。【法第11条】
- ・ 産業廃棄物の処理を委託する場合でも、処理が完了するまで責任を負っている。
- ・ 事業者は、**産業廃棄物を委託処理する場合**には、**当該産業廃棄物の処理状況の確認**を行い、発生から最終処分までの行程が適正に行われるための措置を講ずるよう努めなければならない。【法第12条第7項】

【確認事項の例】

- ・ 中間処理の処理能力や**最終処分場の残余容量が十分か。**
- ・ 委託した産業廃棄物廃棄物が**多量に保管されていないか。**
- ・ 保管場所での廃棄物の**飛散・流出はないか。**
- ・ 安定型産業廃棄物の場合、**展開検査が適正に行われているか。**

～ご清聴ありがとうございました～

問い合わせ先一覧

区分	政令指定都市等		政令指定都市等以外		摘要
	福岡市の場合		福岡市・北九州市・久留米市以外の市町村の場合		
1	産業廃棄物の処理 (排出)に関すること	福岡市環境局 産業廃棄物指導課 排出指導係 092-711-4303	福岡県 筑紫保健福祉環境事務所 環境指導課 092-513-5612		産業廃棄物の適正処理、処理計画、マニフェスト、地下工作物の残置 など
2	産業廃棄物の処理 (許可)に関すること	福岡市環境局 産業廃棄物指導課 処理指導係 092-711-4303	福岡県 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 環境指導課 0940-36-6322		産業廃棄物の処理業の許可、処理施設の許可 など
3	建設リサイクル法に関すること	福岡市住宅都市局 建築物安全推進課 空家対策・リサイクル係 092-711-4574	福岡県 福岡県土整備事務所 <建築系> 建築指導課 092-641-0169 <土木系> 管理課 092-641-1196 前原支所庶務課 092-322-2961 福岡県 那珂県土整備事務所 <建築系> 建築指導課 092-513-5572 <土木系> 用地課 092-513-5564		県の県土整備事務所は、建築系と土木系で担当課が異なり、さらに、政令指定都市等以外の市町村の区域によっても、各事務所の担当課が異なることもあるので、注意を要する。
4	大気汚染防止法に関すること	福岡市環境局 環境保全課 大気環境対策係 092-733-5386	福岡県 筑紫保健福祉環境事務所 環境指導課 092-513-5612 福岡県 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 環境指導課 0940-36-6322		

※ 政令指定都市(地方自治法第 252 条の 19)の福岡市・北九州市、中核市(地方自治法第 252 条の 22)の久留米市以外の市町村の場合における福岡県の行政組織へのお問い合わせは、その事務所が管轄する市町村の区域となりますので、詳しくは県の各事務所にお問い合わせください。

なお、上記記載の県の各事務所の管轄区域は、次のとおりとなっております。

区分	管轄区域(市町村名)	摘要
筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市	
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	中間市、宗像市、古賀市、福津市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、岡垣町、遠賀町	
福岡県土整備事務所	古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、糸島市	
那珂県土整備事務所	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	